

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (前記註1) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
ウズベキスタ ン	ウズベキスタン共和国政府に対 する贈与に関する日本国政府とウ ズベキスタン共和国政府との 間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な生 産物及び役務の購入	500,000 千円 -----	2020.6.17 タシケン トで (同日)	日本側 藤山美典在ウズベ キスタン大使 側 アリシ エル・シヤトマエーノフ保 健大臣	2020.7.2 283号
ウズベキスタ ン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とウズベキ スタン共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	291,000 千円 2028.12.31 まで	2020.8.18 タシケン トで (同日)	日本側 藤山美典在ウズベ キスタン大使 側 ベクソ ット・ムサーエフ副首相	2020.8.31 365号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。